



厚生労働省福島労働局発表
平成26年10月28日

担 当	福島労働局 労働基準部 賃金室
	室長 近藤正道
	賃金指導官 木戸孝良
	電話 024-536-4604

県内の5業種の産業別最低賃金を12～13円引き上げ

－福島地方最低賃金審議会が答申－

- 1 福島地方最低賃金審議会（会長箱木禮子）は、福島県における5業種の最低賃金について、9月中旬より各々専門部会を設け審議してきましたが、本日までに、福島労働局長（引地陸夫）に下表のとおり改正するよう順次答申しました。
- 2 これらの答申により、公示等の手続を経て、11月下旬から12月に発効する予定（※）です。
※答申に対する異議の申出、官報公示手続き等のため。
- 3 福島労働局では、改正された最低賃金額の周知・広報に努めるとともに、遵守徹底を図っていくことにしています。

産業別最低賃金の種類	現行 時間額	引上額	改正 時間額	発効予定年月日
非鉄金属製造業最低賃金	789円	+13円	802円	平成26年11月28日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く)	741円	+12円	753円	平成26年12月13日
自動車小売業最低賃金 (二輪自動車小売業(原動機付き自転車を含む)を除く)	772円	+13円	785円	平成26年12月17日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	774円	+13円	787円	平成26年12月27日
輸送用機械器具製造業最低賃金	776円	+13円	789円	平成26年12月27日

産業別最低賃金について

産業別最低賃金は特定最低賃金の一種で、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、当該業種に属する事業場に使用される労働者に適用されます。

また、産業別最低賃金の適用が除外される労働者は次のとおりで、除外労働者には福島県最低賃金が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、上記の者のほか、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

参 考

○ 「最低賃金」とは？

使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。

○ 「最低賃金の種類」とは？

都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定の産業について定められた「特定（産業別）最低賃金」があります。

○ 「地域別最低賃金」とは？

産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に一つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。県内では10月4日から689円（時間額）が適用されています。

○ 「産業別最低賃金」とは？

特定の産業に設定されている最低賃金です。関係労使が、基幹労働者を対象として「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国では239件の最低賃金が定められています。